

◎建設業法施行令の一部改正について

平成 28 年 6 月 1 日より、特定建設業の許可、監理技術者の配置要件、施工体制台帳の作成要件について、下請け金額の規準が変更になりました。

	変更前	変更後
建築一式工事	4,500 万円	6,000 万円
その他の工事	3,000 万円	4,000 万円

また、専任の技術者を必要とする建設工事の請負金額も変更になりました。

	変更前	変更後
建築一式工事	5,000 万円	7,000 万円
その他の工事	2,500 万円	3,500 万円

◎建設業法施行令一部改正に際し、受験書の一部変更のお知らせ

『平成 28 年 1 級建築施工管理技士 [実地] 徹底攻略！記述添削と要点解説』

(2016 年 4 月 10 日第 1 版第 1 刷用)

254～256 頁 (平成 24 年度試験 **問題 6** の設問と解答・解説)

上記受験書の該当箇所に関し、掲載時は正しいとされたが、平成28年度の建設業法施行令（平成28年6月1日施行）の一部改正により、旧法律による解答・解説となっている。したがって、改正された資格要件に該当していないので注意すること。

(平成 28 年 6 月)